

## ▲▽ 介護保険に関するお知らせ ▲▽

### ●社会福祉法人等による介護保険サービス利用料の負担軽減措置について

経済的にお困りの方が、社会福祉法人等が運営する介護サービス事業所等を利用される際、利用先の社会福祉法人等が軽減措置を実施している場合には、利用者負担や食費、居住費について、その一部が軽減される場合があります。

なお、利用者負担の軽減を受けるためには、社会福祉法人等に「確認証」を提示することが必要です。「確認証」の交付申請の受け付けは7月1日より行い、8月1日以降に利用する介護サービスについて軽減措置の対象といたします。

| 対象となるサービス種類   | 軽減の対象となる費用   | 対象者   |
|---|--------------|---|
| 訪問介護、介護予防訪問介護、夜間対応型訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、複合型サービス、第1号訪問事業  | 利用者負担        | ※軽減を行う社会福祉法人等のサービス事業者からサービス提供を受ける方のうち、町民税世帯非課税の方で、次の1～5のすべてを満たす方<br>1. 年間収入が単身世帯で150万円、世帯員が1人増えることに50万円を加算した額以下であること。<br>2. 預貯金等の額が単身世帯で350万円、世帯員が1人増えることに100万円を加算した額以下であること。<br>3. 日常生活に供する資産以外に活用できる資産がないこと。<br>4. 負担能力のある親族等に扶養されていないこと。<br>5. 介護保険料を滞納していないこと。<br><br>※サービス利用に係る1割の利用者負担、並びに食費、居住費（滞在費）及び宿泊費の25%を軽減します（高齢福祉年金受給者の方は50%を軽減）。<br><br>※生活保護受給者の方は個室利用に係る居住費（滞在費）のみが全額軽減されます。 |
| 通所介護、介護予防通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、介護予防認知症対応型通所介護、第1号通所事業 | 利用者負担、食費     |   |
| 短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護                                     | 利用者負担、食費、滞在費 |   |
| 小規模多機能型居宅介護、介護予防小規模多機能型居宅介護                               | 利用者負担、食費、宿泊費 |   |
| 介護福祉施設サービス、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護                           | 利用者負担、食費、居住費 |   |

### ●介護保険サービスにおける食費・部屋代の負担軽減の見直しについて

介護保険3施設（介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設）やショートステイを利用する方の食費・部屋代については、全額自己負担が原則ですが、所得の低い方については、食費・部屋代の負担軽減が行われています。

自宅で暮らす方、保険料を負担する方、高齢年金を受給している方との公平性を更に高めるため、食費・部屋代の負担軽減措置の利用者負担段階の判定に、非課税年金（遺族年金・障害年金）も含めるよう平成28年8月から見直しされます。

このことにより、現在、第2段階である方のうち、非課税年金を一定額受給されている場合には、第3段階になる場合があります。

#### (参考) 利用者負担段階と負担限度額

| 利用者負担段階 | 対象者  | 負担限度額（日額） |          |      |        |
|---------|--|-----------|----------|------|--------|
|         |  | 部屋代       | 食費       |      |        |
| 第1段階    | ●世帯の全員が市区町村民税を課税されていない方で高齢福祉年金を受給されている方<br>●生活保護等を受給されている方                               | 多床室       | 0円       | 300円 |        |
|         |  | 従来個室型     | (特養型)    |      | 320円   |
|         |  |           | (老健・療養等) |      | 490円   |
|         |  | ユニット型準個室  | 490円     |      |        |
| ユニット型個室 | 820円   |           |          |      |        |
| 第2段階    | ●世帯の全員（世帯を分離している配偶者を含む。）が市区町村民税を課税されていない方で合計所得金額と課税年金収入額と <b>非課税年金収入額</b> の合計が年間80万円以下の方 | 多床室       | 370円     | 390円 |        |
|         |  | 従来個室型     | (特養型)    |      | 420円   |
|         |  |           | (老健・療養等) |      | 490円   |
|         |  | ユニット型準個室  | 490円     |      |        |
| ユニット型個室 | 820円   |           |          |      |        |
| 第3段階    | ●世帯の全員が市区町村民税を課税されていない方で上記第2段階以外の方   | 多床室       | 370円     | 650円 |        |
|         |  | 従来個室型     | (特養型)    |      | 820円   |
|         |  |           | (老健・療養等) |      | 1,310円 |
|         |  | ユニット型準個室  | 1,310円   |      |        |
| ユニット型個室 | 1,310円   |           |          |      |        |
| 第4段階    | ●上記以外の方  | 負担限度額なし   |          |      |        |

※第1段階～第3段階の対象者の方は、上記の内容に当てはまり、かつ預貯金等が単身で1,000万円、夫婦で2,000万円以下である方となります。

※詳しくは、下記までお問合せください。

◆問合せ 高齢者福祉課 高齢者福祉グループ ☎21-2119